環境・ストック活用推進事業のうち、調査、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の公募についての審査結果

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

次のとおり、上記事業を実施する補助事業者を選定しましたので、報告します。

＜募集期間＞

令和８年10月６日～令和８年10月20日

＜審査基準＞

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

１）業務理解度：各事業に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。
２）実施手順：事業フロー及び工程計画が計画的かつ効率的に設定されているかどうか。
３）的確性：事業効果を明示するとともに業務の実施方法を的確に定め、その業務内容が適切なものであるか。
４）実現性：事業実施にあたっての実現性が担保されているかどうか。
５）専門性：専門的な検討・分析手法等を有するかどうか。
６）積算の妥当性：提案された事業の費用の積算が妥当かどうか。

＜選定した事業者＞

ア．住宅・建築物の省エネ・省CO2化等に係る普及・広報

提案者：3者

選　定：株式会社日建学院、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

イ．改正建築物省エネ法に関する制度説明会の運営

提案者：1者

選　定：株式会社日建学院

※上記アからイのうち、複数の事業を実施する場合でも提案可能とした